

昭島市西部地域総合施設建設工事基本設計委託

企画・提案型競争 実施要領

東京都昭島市

昭島市西部地域総合施設建設工事基本設計委託 企画・提案型競争 実施要領

1 目的

本実施要領は、「昭島市西部地域総合施設建設工事」の基本設計委託にあたり、「昭島市企画・提案型競争方式に基づく業者選定実施要項」に基づき、業者選定する手続きについて、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名 昭島市西部地域総合施設建設工事基本設計委託

(2) 企画・提案型競争の方式
公募型プロポーザル方式による

① 目的

当市の西部地域に位置する昭島市立拝島公園内において、屋内プールを核とし、コミュニティ施設も併設した総合施設を整備するにあたり、専門的知識や発想力を有する設計者から優れた技術提案や助言を受け、基本設計書を作成する。

② 選考主旨

基本設計の委託を決定するにあたり、技術力や経験、プロジェクトに臨む姿勢などを含めた提案書の提出を求め、公平に評価して、最も適した設計業者を選定する。

(3) 業務内容

別紙「昭島市西部地域総合施設建設工事基本設計委託 仕様書（別紙4）」のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月30日まで

(5) 事業予算

① 屋内プール施設	29,400,000 円
② コミュニティ施設等（近接する駐輪場等含む）	24,000,000 円
合 計	53,400,000 円 (消費税及び地方消費税を含む)

(6) 最低制限金額設定の有無 無

3 参加資格

企画・提案型競争の参加者は、次に掲げるすべてを満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）の規定のいずれにも該当しない者

(2) 昭島市指名競争入札参加有資格者指名停止基準（平成30年4月1日実施）に基づき、指名停止の措置を受けていない者

(3) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等をいう。

ただし、市長が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）にない者。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に該当しない者、昭島市契約における暴力団等の排除対策措置要綱（平成23年4月1日実施）の措置要件に該当しない者又は同要綱による参加停止の措置を受けていない。（参加停止の措置を受けてい

る者が、提出期間内に解除された場合を含む。)

- (5) プロポーザル方式参加表明書及び設計委託契約実績報告書（以下「業務提案書等」という。）の提出期限までに、東京電子自治体共同運営電子調達サービス（以下「電子調達サービス」という。）において昭島市に登録があり、かつ登録業種が「建築設計」に登録があること。

なお、本店に登録しているものは本店の所在地が都内、営業所に登録しているものは営業所の所在地が都内にあること。

- (6) 平成23年4月1日から令和8年2月28日までの間に、都区市町村又は他官公庁（電子調達サービス建設工事等競争入札参加資格申請の手引き四十七版P30「入力にあたって」の表中の発注者区分に示されているものとする。）が発注したもので、次のすべてに該当する契約実績を1件以上有すること。なお、契約実績とは、本店に登録している者は本店の契約実績、営業所に登録している者は、登録している営業所の契約実績とする。

- ① 新築
- ② 延床面積1,500㎡以上（駐車場を除く）
- ③ 体育施設（体育館、屋内プール）又は文化施設（地区コミュニティ施設、図書館）並びにこれらのいずれかを含む複合施設の用途
- ④ 設計業務委託（基本設計又は実施設計）を元請として受注

- (7) 直近の決算報告において自己資本金が本事業予算以上であること。

4 関係資料及び閲覧可能資料

関係資料等は昭島市公式ホームページから入手すること。

閲覧が可能な資料等は、担当課にて閲覧することができる。

なお、閲覧を希望する際は、事前に担当課に連絡し、来庁時間の調整をすること。

(1) 関係資料

- ① 昭島市西部地域総合施設整備方針（素案）
※契約締結前までには「昭島市西部地域総合施設整備方針」として策定を予定してる。
- ② 昭島市西部地域総合施設建設工事基本設計委託 企画・提案型競争
 - i 実施要領 (本紙・別紙1)
 - ii 業務提案書作成要領 (別紙2)
 - iii 提出書類様式集 (別紙3)
- ③ 昭島市西部地域総合施設建設工事基本設計委託 仕様書 (別紙4)

(2) 閲覧可能資料

- ① 施設整備工事予定地写真 (PDF) : 複写可
- ② 土地境界図 : 複写不可
- ③ 土地の公図及び所有者一覧 : 一部複写不可
- ④ 昭島市都市計画図 : 複写不可
- ⑤ 昭島市認定路線網図 : 複写不可

(3) 閲覧期間

令和8年4月8日（水）から令和8年4月20日（月）まで
午前8時30分から午後5時まで（ただし、市の休日は除く。）

(4) 担当部課

昭島市企画部西部地域総合施設建設担当

〒196-8511 東京都昭島市田中町1丁目17番1号
電話 042-544-5111 (内線2375)

5 参加申込手続

企画・提案型競争への参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の提出書類を申込期間内に提出すること。

(1) 提出書類

① 公募型プロポーザル方式参加表明書（別紙3 様式1）

会社名及び代表者（役職及び氏名）を記載し、代表者印を押印すること。電子調達サービスに代理人を登録している者は代表者にかえて代理人を記載し押印すること。

自己資本金を証する根拠資料（写し）を添付すること。

② 設計委託契約実績報告書（別紙3 様式2）

「3 参加資格（6）」を満たす実績1件を記載すること。

契約実績を証する契約書（写し）及び契約内容が確認できる書類を添付すること。

(2) 申込期間

令和8年4月8日（水）から令和8年4月20日（月）まで
午前8時30分から午後5時まで（ただし、市の休日は除く。）

(3) 提出先

昭島市企画部西部地域総合施設建設担当

(4) 提出方法

持参し提出すること。

持参する際には、事前に提出先に連絡し、来庁時間の調整をすること。

(5) 提出部数

各1部

6 参加資格の決定と通知

参加資格の可否は「3 参加資格」に基づき決定するものとする。

(1) 参加資格確認通知

決定された結果を、公募型プロポーザル方式参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という。）により、令和8年4月27日（月）にメールで参加希望者に通知し、同日、原本を発送する。

なお、確認通知書で参加資格がないものとされた者は、同通知書に記載した期日までに書面でその理由について説明を求められることができる。説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して10日以内（市の休日は含まないものとする。）に、書面により説明を求めた者に回答するものとする。

(2) 業務提案書等提出依頼

確認通知書により、企画・提案型競争への参加を決定した者（以下「公募型参加者」という。）には、同時に公募型プロポーザル方式業務提案書等提出依頼書（以下「提出依頼書」という。）を通知する。

なお、8（1）②の業務提案書に表記する「仮名」について、合わせて通知する。

7 質問書

業務提案書の作成等に関わる質問がある場合は、昭島市西部地域総合施設建設工事基本設計委託企画・提案型競争質問書（別紙3 様式6）を提出すること。

質疑回答は一問一答形式とする。

(1) 提出期間

令和8年4月27日（月）から令和8年5月8日（金）まで
午前8時30分から午後5時まで（ただし、市の休日は除く）
提出期限後の質問については理由を問わず一切受け付けない。

(2) 提出方法

メールで提出すること。電話、口頭、FAXによる質問は受け付けない。
総データ容量が2MBを超えた場合は分割し送付すること。
提出先に電話連絡し、送受信の確認をとること。

(3) 提出先

昭島市企画部西部地域総合施設建設担当
E-mail west-kensetsu@city.akishima.lg.jp

(4) 回答方法

令和8年5月13日（水）午後5時までに、すべての公募型参加者へメールにより回答する。

8 業務提案書等の提出

提出依頼書による依頼を受けた公募型参加者は、次の提出書類を提出すること。

(1) 提出書類

① 業務提案書等提出書（鑑）（別紙3 様式3）

② 業務提案書（別紙2 業務提案書作成要領 参照）

業務提案書には、公募型参加者の会社名等が特定できる表現はしないこと。
提出依頼書で通知する「仮名」を用いて、業務提案書を作成すること。

③ 提案見積書（別紙3 様式4）

(2) 提出期間

令和8年5月15日（金）から令和8年5月22日（金）まで
午前8時30分から午後5時まで（ただし、市の休日は除く。）

(3) 提出先

昭島市企画部西部地域総合施設建設担当

(4) 提出方法

持参し提出すること。

持参する際、事前に提出先に連絡し来庁時間の調整をすること。

(5) 提出部数

	部数	備考
原本（一式）	1部	提出書類一式 業務提案書は「仮名」を用いること
写し（一式）	2部	原本の写し
業務提案書のみ	20部	「仮名」を用いること

9 業務提案書作成要領

業務提案書作成要領（別紙2）を参照し作成すること。

10 提案見積書作成要領

基本設計委託に要する費用を提案見積書（別紙3 様式4）に記載し、提出すること。

(1) 見積金額

提案見積金額は、①屋内プール施設②コミュニティ施設等（近接する駐輪場等含む）③合計金額と区分し、「税抜金額」で記載すること。

(2) 見積内訳

①屋内プール施設②コミュニティ施設等（近接する駐輪場等含む）③合計金額と区分した見積内訳（任意様式）を添付すること。

(3) 失格事項

「提案見積金額に消費税相当額を加算した金額」が「2 業務の概要（5）事業予算」を超えた場合、その公募型参加者は、審査を行わず失格とする。

11 審査について

(1) 審査員

昭島市西部地域総合施設建設工事基本設計委託業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）が審査を行う。

(2) 審査方法

第一次審査（書類審査）と第二次審査（プレゼンテーション）を段階的に実施する。

12 審査項目と配点

審査項目と配点は次のとおりとし、200点満点とする。

次の（1）及び（2）を第一次審査とし、（3）を第二次審査とする。

(1) 業務提案書（満点135点）

項目	屋内プール施設	コミュニティ施設等	小計
① 人物像	10		10
② 建築の構成力	10	10	20
③ 企画力	10	10	20
④ 設計の技術力	25	30	55
⑤ デザイン力	5	5	10
⑥ コスト管理力	10		10
⑦ スケジュール管理力	10		10
合計			135

(2) 提案見積書（満点25点）

① 提案見積金額による審査（25点）

(3) プレゼンテーション（満点40点）

① 実際の人物像（10点）

- ② 建築の総合力 (10 点)
- ③ 企画力 (10 点)
- ④ 管理力 (10 点)

13 第一次審査の実施

公募型参加者から提出された業務提案書と提案見積書の書類審査を行う。

○ 実施期間 令和8年5月25日(月)から令和8年6月2日(火)まで

14 第一次審査の方法

(1) 業務提案書の審査方法

業務提案書の提案項目ごとに審査し、評価点を付ける。

提案がなされなかった項目があった場合は、当該項目は審査対象とみなさず評価しない。

(2) 提案見積書の審査方法

提案見積書の提案見積金額を審査し、評価点を付ける。

評価点の計算は、「最低提案見積金額」を「提案見積金額」で除して得た値に、「25」を乗じた値(小数点第3位以下を切り捨て)とする。

(3) 評価方法

業務提案書は絶対評価による、提案見積金額は相対評価による評価とする。

(4) 審査結果

書類審査の結果、評価点により順位を付ける。

評価点の状況に応じて、おおむね上位3者から5者で第二次審査への参加を要請する者(以下「公募型第二次審査参加者」という。)を決定する。

15 第一次審査の結果通知

(1) 審査結果の通知

令和8年6月5日(金)に、公募型プロポーザル方式第一次審査結果通知書(以下「第一次審査結果通知書」という。)をメールで公募型参加者に通知し、同日、原本を発送する。

なお、公募型第二次審査参加者にならなかった公募型参加者は、同通知書に記載した期日までに書面でその理由について説明を求めることができる。説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して10日以内(市の休日は含まないものとする。)に書面により説明を求めた者に回答するものとする。

(2) 第二次審査(プレゼンテーション)への参加要請

① 参加要請

公募型プロポーザル方式第二次審査(プレゼンテーション)参加要請書(以下「参加要請書」という。)により公募型第二次審査参加者に要請する。

② 審査の順番

公募型第二次審査参加者のうち、業務提案書等提出書が提出された順に、担当課がくじ引きを行い、第二次審査の順番を決定する。

第二次審査の順番は参加要請書で合わせて通知する。

16 第二次審査(プレゼンテーション)の実施

公募型第二次参加者は業務提案書で提案した内容を、プレゼンテーションにより発表する。

- (1) 実施日時
令和8年6月19日（金）
実施時間は、「15(2)①参加要請書」に記載した時間とする。
- (2) 実施場所
昭島市役所3階 庁議室（予定）
- (3) 提案時間
おおむね30分とし、時間配分は以下を目安とする。
 - ① 準備：5分
 - ② プレゼンテーション：20分
 - ③ 質疑回答：10分
 - ④ 片付け：5分
- (4) パソコンを使用する場合は、原則持参すること。
- (5) プロジェクター（VGA端子、HDMI端子に対応可）は市において用意する。ただし、ワイド画面対応等のプロジェクターが必要な場合は、持参すること。
- (6) 公募型第二次審査参加者の説明者
3名以内とし、委託契約を請け負った場合に専ら当該業務を担当する者が説明すること。
プレゼンテーション中は業務提案書に記載した「仮名」を用いること。

17 第二次審査の方法

- (1) 審査方法
公募型第二次審査参加者によるプレゼンテーションを審査し、評価点を付ける。
- (2) 評価方法
プレゼンテーションは絶対評価による評価とする。
- (3) 審査結果
第一次審査及び第二次審査を総合的に評価する。
第一次審査（満点160点）と第二次審査（満点40点）の評価点の合計（満点200点）により、公募型第二次審査参加者の順位付けをする。

18 最優秀者等の決定

- (1) 第一次審査と第二次審査の評価点の合計が、1位になった公募型第二次審査参加者を「最優秀者」とする。
- (2) 第一次審査と第二次審査の評価点の合計が、2位になった公募型第二次審査参加者を「次点者」とする。
- (3) 第一次審査と第二次審査の評価点の合計が同点だった場合、審査員の多数決により、最優秀者等を決定する。

19 最優秀者等の通知

令和8年6月26日（金）に最優秀者等を決定し、企画・提案型競争方式審査結果通知書（以下「審査結果通知書」という。）をメールで公募型第二次審査参加者に通知し、同日、原本を発送する。合わせて、企画・提案型競争方式審査結果により公表する。

公表は、昭島市公式ホームページへの掲載により行うものとする。

最優秀者にならなかった者は、同通知書に記載した期日までに書面でその理由について説明を求められることができる。説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して10日以内（市の休日を含まないものとする。）に、書面により説明を求めた者に回答するものとする。

20 審査後契約締結までの流れ

最優秀者となった者を契約の協議を行う者（以下「協議者」という。）として昭島市西部地域総合施設建設工事基本設計委託の業務内容等について協議して仕様を決定する。

協議者は協議した仕様に基づき、提案見積書の金額を超えない範囲で、再度見積書（税抜金額）を①屋内プール施設②コミュニティ施設等（近接する駐輪場等含む）③合計金額を区分し、提出するものとする。

再度提出された提案見積金額に消費税等相当額を加算したものを契約金額とする。

ただし、最優秀者との協議が整わなかった場合は、次点者を最優秀者の代わりに協議者とする。

21 競争結果の公表

本企画・提案型競争方式により受注者を決定し、契約を締結したときは、企画・提案型競争方式競争結果により公表する。

公表は、昭島市公式ホームページへの掲載により行うものとする。

22 費用負担

提案書等の作成費用及びプレゼンテーション等に要した経費は、参加者の負担とする。

23 辞退表明について

参加表明後、各審査前に辞退表明を行う場合は、以下の期限までに辞退理由を記載して、参加辞退届出書（別紙3 様式5）を昭島市西部地域総合施設建設担当に直接持参すること。持参する際、事前に提出先に連絡し来庁時間の調整をすること。

内 容	提出期限
参加表明後に辞退する場合	令和8年4月20日（月）
第一次審査を辞退する場合	令和8年6月1日（月）
第二次審査を辞退する場合	令和8年6月18日（木）

24 その他の事項

- (1) 提出された書類は一切返却しない。また、提出後において、原則として記載された内容の変更は認めない。
- (2) 提出された書類は本件目的のみに使用し、他の目的には使用しない。また、無断で外部への開示は一切行わない。ただし、「昭島市情報公開条例」の規定に基づき、情報公開の対象文書となるので承知しておくこと。
- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金の納付又は昭島市契約事務規則（昭和40年昭島市規則第4号）第46条に規定する担保を必要とする。ただし、同規則第45条第2項第1号及び同項第2号に規定する保険契約をした場合は、免除とする。

- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 契約約款及び「昭島市契約における暴力団等の排除対策措置要綱（平成23年4月1日実施）」を遵守しなければならない。（契約約款及び昭島市契約における暴力団等の排除対策措置要綱は昭島市公式ホームページに掲載。）
- (6) 前払金の対象案件となった場合、契約締結後、公共工事の前払金保証事業会社の保証書（謄本を含む）の提出があったときは、契約金額の30%を超えない範囲で3億円を限度として支払う。ただし、支払い金額のうち、10万円未満は切り捨てとする。
- (7) 公募型参加者が1者のみの場合であっても、審査委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

25 失格事項

契約の締結までの間に、以下の事項に該当した者は、失格とする。

- (1) 「3 参加資格」各号のいずれかを満たさなくなった場合。
- (2) 業務提案書等の作成にあたり、第三者の著作権を侵害する提案をしたとき。
- (3) 業務提案書等に虚偽の記載があることが判明したとき。
- (4) 同じ競争に関して2以上の業務提案書等を提出したとき。
- (5) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 必要な書類が所定の日時までに所定の場所に到着しないとき。
- (7) 業務提案書等の記載事項が不明であるとき、又は記名若しくは押印がないとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

26 担当課

昭島市企画部西部地域総合施設建設担当

住 所 〒196-8511 昭島市田中町一丁目17番1号

電 話 042-544-5111（内線2375）

メール west-kensetsu@city.akishima.lg.jp

企画・提案型競争の主な流れ（概要）

手順		期間	備考
1	関係資料の配布	令和8年4月8日（水）から 令和8年4月20日（月）まで	昭島市公式ホームページよりダウンロードによる配布。
2	閲覧可能資料の閲覧	令和8年4月8日（水）から 令和8年4月20日（月）まで 午前8時30分から午後5時まで(市の休日は除く)	担当課にて閲覧。 提供可能資料と閲覧のみの資料がある。
3	参加申込手続	令和8年4月8日（水）から 令和8年4月20日（月）まで 午前8時30分から午後5時まで(市の休日は除く)	提出先まで持参すること。
4	参加資格確認通知書 業務提案書等提出依頼	令和8年4月27日（月）	メールで通知する。 同日、原本通知書を発送する。
5	業務提案書の作成等に関する質問の受付	令和8年4月27日（月）から 令和8年5月8日（金）まで 午前8時30分から午後5時まで(市の休日は除く)	メールで提出すること。
6	業務提案書の作成等に関する質問の回答	令和8年5月13日（水） 午後5時まで	すべての公募型参加者へメールにより回答する。
7	業務提案書等の提出期間	令和8年5月15日（金）から 令和8年5月22日（金）まで 午前8時30分から午後5時まで(市の休日は除く)	提出先まで持参すること。
8	第一次審査	令和8年5月25日（月）から 令和8年6月2日（火）まで	審査委員会により業務提案書を審査する。
9	第一次審査結果通知書 第二次審査参加要請	令和8年6月5日（金）	メールで通知する。 同日、原本通知書を発送する。
10	第二次審査(プレゼンテーション)	令和8年6月19日（金）	実施場所、時間等については別途通知する。
11	最優秀者の決定 審査結果通知書	令和8年6月26日（金）	メールで通知する。 同日原本通知書を発送する。 昭島市公式ホームページで公表。
12	最優秀者との調整	令和8年7月上旬（予定）	
13	受注者の決定 基本設計委託契約締結	令和8年7月中旬（予定）	昭島市公式ホームページで公表。